

食の安全・監視市民委員会 2022 年度活動報告（案）

2022 年度は新型コロナウイルス流行の波が続く中で、食の安全・監視市民委員会は食品表示と有害物質問題などを中心に課題に取り組みました。

食品表示問題では、機能性食品の表示規制や景品表示法の表示規制について消費者庁に意見書を提出しました。また原料原産地表示については是正を求めて意見書を提出した上で意見交換の場を持ちました。

有害物質問題では、農薬問題の学習会を木村-黒田純子さんを講師に招いて開催し、今後の取り組みに向けて認識を深めました。また中国産アサリからのPFAS検出の情報を受け、輸入アサリ製品のメーカーに対して質問状を送って調査を実施し、PFASの検査を実施しました。

神山美智子さんの総会記念講演をブックレット『食の安全と消費者の権利』として出版しました。

1. 当会の運営委員会と専門委員会の開催

5月18日	第1回運営委員会
6月15日	第2回運営委員会
7月20日	第3回運営委員会
9月21日	第4回運営委員会
10月19日	第5回運営委員会
11月16日	第6回運営委員会
12月21日	第7回運営委員会
1月18日	第8回運営委員会
2月15日	第9回運営委員会
3月15日	第10回運営委員会
4月15日	第11回運営委員会

2. 意見書等公式文書の提出

5月16日	第1号「食品表示法の規制対象に広告を含む旨の法改正に関する申し入れ書」（消費者庁長官、消費者委員会委員長）
7月25日	第2号「安倍元首相の国葬に反対します」
7月28日	第3号「食品表示基準遵守についての申し入れ」（消費者庁長官、消費者委員会委員長）
9月27日	第4号「措置命令の実効性および関連した食品 EC サイトの表示問題に関する質問」（消費者庁長官、消費者委員会委員長）
9月30日	第5号「加工食品の原料原産地表示の改善を求める意見書」（消費者庁長官、消費者委員会委員長）
9月27日	第6号「軍事増強に反対、食の安全確保に向け 農業振興支援の強化を」（首相、消費者担当大臣、農水大臣）

3. 調査・研究等の活動

6月	参議院選挙政党アンケート
12～2月	輸入アサリ製品の原産地・PFAS対応調査
3～4月	輸入アサリ製品のPFAS調査

4. 学習会・集会等の開催、意見交換

4月23日	「食の安全と消費者の権利 ーいつまで我慢させるのか」（神山美智子さん、総会記念講演会）
-------	---

- 12月2日 加工食品の原料原産地表示についての意見交換(消費者庁)
12月14日 「ネオニコチノイドやグリホサートなど農薬の人への健康影響」(木村一黒田純子さん)

5. ニュース「食の安全ウォッチ」の発行 ※カッコ内は主な内容

- 6月21日 73号(総会記念講演会報告、総会議案、参議院選挙政党アンケート、など)
10月24日 74号(実効性問われる行政処分 食品 EC サイトも問題に、食品表示基準遵守についての申し入れ、原料原産地表示の改善を求める意見書提出、中国産アサリ高濃度 PFOA 検出で自主回収、神山美智子さんのブックレットが完成、など)
12月27日 75号(キリントロピカーナ こっそり変わった包装、機能性表示食品検証資料公開訴訟一部勝訴、原料原産地表示について消費者庁が回答、講演会「農薬の人への健康影響」報告、など)
3月24日 76号(情報公開請求控訴理由書、フライパンから放出されるマイクロ・ナノサイズのテフロン樹脂、食の安全・監視市民委員会総会のお知らせ、など)

6. メールマガジンの発行 ※カッコ内は主な内容

- 5月18日 第99号(食品表示法の規制対象に広告を含む旨の法改正を申し入れ、食の安全・監視市民委員会総会を開催)
8月18日 第100号(食品表示基準遵守について消費者庁に申し入れ、安倍元首相の国葬に反対する声明を送り抗議)
10月15日 第101号(問われる措置命令の実効性 消費者庁に質問状提出、加工食品の原料原産地表示の改善を求める意見書を提出、神山美智子さんのブックレットが完成します、ほか)
12月9日 第102号(農薬問題の講演会を開催します、加工食品の原料原産地表示について消費者庁が回答、ほか)
1月19日 第103号(機能性関与成分分析情報開示決定、フードテックの開発進む)
3月28日 第104号(総会記念講演会のお知らせ)

7. 食の安全・市民ホットラインの活動(当会は構成団体で事務局)

- 4月22日 第1回運営委員会
5月20日 『消費者法ニュース』(131号)に「景品表示法の運用実態と政策評価から見えてきた課題—食品事業者による触法行為の自主申告状況の調査回答分析から判明したこと—」を寄稿
8月4日 『消費者法ニュース』(132号)に「熊本県産アサリ産地偽装問題消費者権利問題に基づいた質問とお願い—消費者団体と熊本県とのやり取りで見えてきたもの—」を寄稿
9月9日 第2回運営委員会
10月21日 『消費者法ニュース』(133号)に「食品の電子商取引(ECサイト)の「消費者にとって不利益表示」と見られる二つのパターンについて—ホットライン調査活動で判明した思わぬ落とし穴とは—」を寄稿
1月13日 第3回運営委員会
2月2日 『消費者法ニュース』(134号)に「措置命令の実効性と思わぬ形で判明した「食品 EC サイト上の不具合表示」—改めて問われる消費者行政と消費者団体とのコミュニケーションの重要性とは—」を寄稿

食の安全・監視市民委員会 2023 年度活動方針(案)

世界の人口増加、気候変動等により、各地で深刻な食糧危機が起こっています。日本は海外の食品に頼り、自給率は依然として最低水準にあり、農業・農村集落は崩壊寸前です。軍事費増強の予算を食料自給率・自給力を向上させるための小規模・家族農業も含めた農業振興支援に使うよう強く求めます。

この 3 年間コロナ禍対応に奮闘してきました。ワクチン問題、そしてマスク問題などまだまだ混乱は続くでしょう。私たちはこれら問題に振り回されることなく、適正に対処していきたいと思えます。未だに当面集会はままなりませんが、新たな展開を期待していきましょう。

消費者庁、消費者委員会などは、当委員会の様々な提案・質問に木で鼻をくくったような紋切り型の回答しかしませんが、私たちは、食品の安全に関する行政・企業などの姿勢を調査監視し、必要な意見を表明していきます。

健康食品・食品添加物・ゲノム編集食品・遺伝子組換えなどの食品、PFAS、環境中のマイクロプラスチックが食品中に混入する問題などについても、引き続き調査を続け、表示などの規制を求めていきます。

ホームページのさらなるグレードアップも図ります。

今後も食の安全・市民ホットラインや、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議など、他の市民団体とも連携して、食の安全や環境問題、食料自給力・自給率向上などに幅広く取り組んでいきます。

1. 食の安全を守るための監視活動を強化します

食の安全を守るために、健康食品、食品添加物、遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品、照射食品、食品中のマイクロプラスチック問題などへの監視活動をさらに強化します。こうした施策実現のため、行政の予算についても注目し、意見を表明していきます。

2. 食の安全にかかわる国内外の機関を監視し、意見書などを積極的に提出します

消費者庁や消費者委員会、さらに食品安全委員会、厚生労働省をはじめとする府省庁や、事業者団体、コーデックス委員会、国際獣疫事務局 (OIE)、国際植物防疫条約 (IPPC) 事務局などの動きを監視するとともに、積極的に意見を述べていきます。また、トレーサビリティ制度の導入を求めていきます。

3. 食品安全委員会や消費者庁・消費者委員会の抜本的改革を求めます

2003 年 7 月に設置された食品安全委員会には、消費者代表が入っておらず、消費者の声が反映されにくい制度になっています。ここに消費者の参加を求め、リスク評価のあり方を見直すなど、抜本的改革を求めていきます。また、リスク管理機関と位置づけられた厚生労働省、農林水産省、消費者庁などの体制の見直しも求めていきます。

2009 年 9 月に設置された消費者庁、消費者委員会の活動を注視し、様々な提案をしてきましたが、食品表示の不備等は改善されないままです。私たちは消費者庁・消費者委員会が消費者目線を貫き、消費者の利益を守るよう求めていきます。

4. 消費者の権利を保障する食品表示制度の抜本的改革を求めます

「食品表示法」に基づく、消費者のための表示基準の拡充を求め、正しい表示が行われるよう、監視し要求していきます。また期限表示や販売店での保存温度等の実態にも注目します。

5. 健康食品の誇大・虚偽広告にメスを入れる活動をさらに拡大します

いわゆる健康食品については、誇大・虚偽・ほのめかしなどの不確実な宣伝・広告が溢れています。「食の安全・市民ホットライン」構成団体と共同して、こうした宣伝・広告、また機能性表示食品制度について批判的立場で推移を見守り、情報収集と情報発信をしていきます。2017 年度に発行したブックレット「健康食品で被害にあわないために」を活用し、いわゆる健康食品によって健康被害を受けた場合の対策等も求めていきます。

6. 情報を収集し運動へと展開させます

国内外の情報を積極的に収集するとともに、会員に対し、おかしな表示や食品偽装などの事例の提供など、積極的な参加を呼びかけ、それを私たちの運動に活かしていきます。また、会員参加のフィールドワークを行い、各地で食の安全のために実践しているグループと交流していきます。

7. 食の安全・市民ホットラインをさらに拡充します

2010年10月に発足した「食の安全・市民ホットライン」（食品の事故情報などを市民が通報しあうデータベース）に引き続き中心にかかわるとともに、協力団体の拡大に努めます。ホットラインキャラクター「忍者つーほー丸」を有効に使いながら、ホームページも多くの方にアクセスしてもらえるよう改善していきます。

8. 学習会・意見交換会を開催し、講師の派遣を行います

総会以外にも、学習会や意見交換会、連続講座を開催します。当会や関係団体が発行したブックレットなどを活かした学習会と講師派遣を行います。

9. 関係団体との連携を強化します

運動の一層の発展のために、「日本消費者連盟」や「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」、「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」、「照射食品反対連絡会」、「食と農から生物多様性を考える市民ネットワーク」など他団体との連携を強化します。またホームページ上でリンクをはるなども進めていきます。

10. 食の安全に関する情報発信

ニューズレター『食の安全ウオッチ』（年4回発行）やホームページ、メールマガジンを活用し、国内外にタイムリーな情報を発信します。2020年度に発行した『かくれんぼ食品Part II』を活用し、食品表示や食品添加物の問題に取り組みます。今後もブックレットの発行に努めます。

11. 脱原発を掲げ国と東京電力の責任をただしていきます

原子力発電所の再稼働に強く反対し、再生可能エネルギーを中心とした社会システムを求めてゆくとともに、食品の放射能汚染問題や、子どもの甲状腺異常問題など、食の安全を実現するための活動を推進します。

12. 食の食の安全を損なう農業政策と通商交渉に反対します

規模拡大、効率化、化学や技術化を重視した農業政策や通商交渉に反対し、食の安全に向け、食料自給率・自給力の向上や小規模・家族農業も含めた農業支援政策を求めて活動します。

13. 会員拡大・財政の安定化のための活動をすすめます

集会などで積極的に入会案内リーフレットを配るなど、当会の活動を広く知らせ、会員（個人・団体）、寄付者等の拡大に努めます。